

葉山町議会の個人情報の保護に関する条例（案）新旧対照表

訂 正 後	現 行
<p>（開示決定等の期限）</p> <p>第 2 5 条 開示決定等は、開示請求があった日から 1 5 日以内にしなければならない。ただし、第 1 9 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 1 5 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>（開示決定等の期限）</p> <p>第 2 5 条 開示決定等は、開示請求があった日から <u>3 0 日以内</u>にしなければならない。ただし、第 1 9 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を <u>3 0 日以内</u>に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>
<p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第 2 6 条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から 3 0 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲</p>	<p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第 2 6 条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から <u>6 0 日以内</u>にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲</p>

<p>げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p> <p>2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。 (開示請求に要する費用)</p> <p>第30条 第19条に規定する開示請求は、無料とする。</p> <p>2 個人情報の開示が写しの交付により実施されるときは、開示を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>3 個人情報の写しの交付が送付の方法により行われるときは、開示を受ける者は、送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該費用を減額し、又は免除することができる。 (訂正決定等の期限)</p> <p>第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期</p>	<p>げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p> <p>2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。 (開示請求に要する費用)</p> <p>第30条 第19条に規定する開示請求は、無料とする。</p> <p>2 個人情報の開示が写しの交付により実施されるときは、開示を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>3 個人情報の写しの交付が<u>郵送</u>の方法により行われるときは、開示を受ける者は、<u>郵送</u>に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該費用を減額し、又は免除することができる。 (訂正決定等の期限)</p> <p>第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から<u>30日以内</u>にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期</p>
---	--

間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から15日以内になければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査請求に係る審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号の

間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内になければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号の

いずれかに該当する場合を除き、葉山町附属機関設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）に規定する葉山町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

いずれかに該当する場合を除き、葉山町附属機関設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）に規定する葉山町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について
反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求
人又は参加人である場合を除く。）

（意見聴取に係る審査会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するた
め専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要で
あると認めるときは、審査会に諮問しなければならない。
い。

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について
反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求
人又は参加人である場合を除く。）

（審査会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するた
め専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要で
あると認めるときは、審査会に諮問しなければならない。
い。